

小田原市地域コミュニティ組織基本指針 改訂の概要

市民部 地域政策課

- 見直しの主旨
- 見直しの構成・プロセス
- 見直しのポイント
- 主な修正点

【見直しの主旨】

- 平成28年3月に市内全26地区で地域コミュニティ組織が設立されてから10年が経過する機を捉え、顕在化する地域運営の課題に対し、新たな地域コミュニティ施策を展開し持続可能な地域運営を実現していくため指針を見直す。

【見直しの構成・プロセス】

- 見直しは、これまでの取組の振り返り、地域活動懇談会等での意見、地域コミュニティに関する市民意向（市民意識調査）等を踏まえたマイナーチェンジとする。
- 令和6年度に検討を進め、地域に投げかけてきた新たな地域コミュニティ施策を加味して見直し案を作成し、自治会総連合理事会を中心に意見交換を行う。
- 見直しと並行して、できるところから実践を進めるため、実践の知見も見直し案に取り入れていく。
- 見直し案は、R7年度に府内外の調整を行うとともに、11月の政策会議での機関決定を経て、地域へ報告（指針見直しの内容とともに、地域コミュニティ組織の取組ガイドブックを作成）。

【見直しのポイント】

- これまでの取組を振り返り、現状の課題を踏まえて将来を改めて見通す。
- 地域の声をはじめ、広く市民の声（地域コミュニティ施策の認知）を踏まえる。
- 新たな地域コミュニティ施策（取組推進の手段：地域プロジェクト、地域担当職員、地域活動拠点）を明確に位置付ける。
- 地域コミュニティ組織と自治会連合会（地域の関係団体）の関係性やケアタウンや居場所づくり等の地域活動支援を整理する。
- 地域コミュニティの拠点としての学校、学校と地域の連携について位置付ける。
- 次世代の関わりを広げていく方策を検討する。
- 向こう3年間のアクションプランを作成し、施策展開や検討事項を提示する。
- 指針名称を「地域コミュニティ組織基本指針」から「地域コミュニティ基本指針」に変更する。

【全体構成】

1 地域コミュニティ組織基本指針の改訂について

2 地域運営の課題と見直しの視点

3 地域コミュニティの目指す姿

4 地域コミュニティ組織の機能

5 地域コミュニティ組織の活動分野

6 行政の取組

7 推進にあたって

● 「主旨」に指針改訂の考え方を追加 ...1(1)

(略)

このような状況の下、本市では、平成20年度に地域コミュニティ検討委員会を設置し、平成22年度に「新たな地域コミュニティの仕組み」について報告書をとりまとめた。同年、地域別計画を策定するとともに自治基本条例を制定し、以後、平成27年度までに、全ての自治会連合会の区域（26地区）で地域コミュニティ組織が設立された。そして、平成29年度には、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の目指す姿やその実現方策等を示すため本指針を策定し、地域住民と行政との協働による地域の課題解決の取組が進められ、多様な地域活動が蓄積されつつある。

しかしながら、人口減少や住民の連帯意識の希薄化などの地域を取り巻く課題に加え、担い手不足に代表される地域運営の課題も一層深刻化している。こうした状況を踏まえ、地域コミュニティ組織が市内全地区で設立されてから10年が経過する機を捉え、これまでの取組を強化する新たな地域コミュニティ施策を展開し、持続可能な地域運営を実現していくため、本指針を見直すものである。

なお、本指針の見直しにより、地域と行政が共有する地域コミュニティ組織の姿に加え、各種地域活動団体との関係や、学校と地域の連携等の新たな地域コミュニティ施策の内容を含むことになるため、名称を、「地域コミュニティ組織基本指針」から「地域コミュニティ基本指針」に変更する。

- これまでの振り返り、地域運営の課題、市民の認識、見直しの視点を追加 ...2
- 「これまでの振り返り」 ...2(1)

平成30年度の分科会数は85（うち負担金あり24）、取組分野数119、委員数917、負担金予算380万円に対し、令和6年度の分科会数は91（うち負担金あり41）、取組分野数118、委員数927、負担金予算465万円となっており、コロナ禍を経ても活動や体制を維持しているとともに、負担金ありの分科会活動が増加している。また、地域事務局は、令和元・2・4年度に3地区で設立され、地域活動の場も令和2年度から設置が進み、令和7年度までに10地区で整備を行った。

地域の活動は、福祉健康と防災分野についてほぼ全ての地区で取り組まれているが、その他の分野は、地域の実情に応じて差がある。現在の地域コミュニティ組織の委員は、1地区平均38人（最小13人、最大75人）で構成され、各種地域活動団体の割合は、自治会が30%、民生委員児童委員が11%、防災リーダーが8%となっており、活動分野と委員構成は連動していることが伺える。また、最近の傾向としては、子ども会の衰退等を受け、地域コミュニティ組織や自治会等で子どもに関する活動が活発化していること、委員構成で、元役員の方が退任後も継続して地域コミュニティ組織の活動に関与し続けていることなどが挙げられる。

一方、地域活動を支える地域担当職員（市職員）は、平成22年度4人からスタートし、平成30年度9人をピークに令和6年度には6人になったが、新しいコミュニティ施策として地域担当職員の拡充を掲げ、令和7年度当初は8人となり、今後も計画的な配置を進めていくこととしている。

- 「地域運営の課題」として、担い手の確保・育成、団体運営の負担軽減・効率化、自治会加入促進・情報発信、各種地域活動団体との横の連携・場づくりを追加 ...2(2)
- 「市民の認識」 ...2(3)

令和7年度の市民意識調査によると、地域コミュニティ組織（まちづくり委員会）の存在を知っている市民割合は50%、そのうち活動内容を知っている方は16%となっており、これまでの取組を通じて存在の認知は進んでいるものの、活動内容までは把握されていないのが現状である。なお、地域を代表する自治会の存在認知は84%、そのうち活動内容認知は36%となっている。

地域活動の考え方については、地域と行政が連携・協働すべき27%、行政主導で取り組むべき21%、既存の地域活動団体を強化すべき14%、衰退やむなし14%、分からぬ24%で、連携・協力の考えが最も多いが、地域、行政それぞれの動きを強化していく考えも一定数ある。
- 「見直しの視点」として、①地域の声の把握と対話、②新しいコミュニティ施策の位置付け、③各種地域活動団体や学校との連携整理、④現場での実践知を重視、⑤今後3年間のアクションプランを作成 ...2(4)

- 20年先の地域コミュニティ組織の姿を描き直す ...3(1)

旧：一人ひとりがつながり、地域の力で課題を解決する組織

新：多様な人が関わり、地域の総合力で課題を解決する開かれた組織

- 「自治会連合会等との関係」を追加 ...3(2)

自治会連合会の区域を単位として地域コミュニティ組織が設立される以前から、地域を横につなぐプラットフォームとして自治会連合会や地区社会福祉協議会が活動しており、地域コミュニティ組織の設立や活動にあたっては、こうしたプラットフォームとの重複が懸念されていた。

一般的に、地域運営組織は、地域の課題を共有し解決方法を検討するための協議機能と、課題解決に向けた取組を実践する実行機能を有するとされている。こうした機能は、自治会連合会や地区社会福祉協議会等の既存のプラットフォームと地域コミュニティ組織に共通する。しかしながら、担い手不足が最大の課題となっている今、多様な人が関わり、より地域住民に開かれたものとしていくためには、各種地域活動団体が一堂に会し、情報や課題を共有して活動を展開する機能を確保し、増幅させていくことが求められている。

基本的な考え方として、自治会連合会と地域コミュニティ組織が相互補完の関係にあることを前提に、地域運営に必要な機能に焦点を当てながら、地域の実情に見合った方法で課題解決の取組を進め、活動の裾野を広げていく。

- 「学校と地域の連携」を追加 ...3(3)

地域コミュニティ組織は、自治会連合会の区域を単位としており、小学校区と一致していない地区も多い。このことから、小学校と連携した活動をはじめ、広域避難所運営等の防災分野での活動には区域を超えた連携の工夫が必要になっている。一方、学校側としても、学校運営協議会の運営等、複数の地区との連携が必要になる。

区域の不一致は、以前から提起されてきた課題であるが、現在、検討が進められている「新しい学校づくり」において、その整合が議論されるとともに、学校を地域における学びの拠点として、学校と地域が支え合い協働していくための拠点としていくことが示されている。学校の再配置等ハード面での取組は10年以上先に想定されているが、そこに至るまでに、学校と地域の連携の機運を醸成し、関係の質を高めていく必要がある。

基本的な考え方として、将来的に学校を地域の拠点としていくこと、学校と地域のつなぎ役として地域担当職員の学校常駐を目指していくことを掲げ、地域担当職員を計画的に配置していく。

- **地域コミュニティ組織の特徴を追記 ...前文**

地域コミュニティ組織は、各種地域活動団体が連携して課題解決に取り組む組織で、その中心的存在である自治会（自治会連合会）と相互補完の関係にあるとともに、行政の協働のパートナーであることが特徴として挙げられる。こうした特徴を前提に、地域住民に開かれた組織として、課題解決に取り組んでいくために必要な事項を整理する。

- **「組織」に、役員の重複配慮や、運営効率化を追記 ...4(1)**

- 委員の固定化や役員の重複に配慮するとともに、情報共有の方法、会議等の運営（開催時間や方法）を適宜見直すなど、組織運営の効率化を図る。

- **「地域別計画（課題解決の取組）の推進」に、活動進捗確認・改善のサイクルを追記 ...4(2)**

- 地域の課題解決の取組について、毎年度、その振りりと次年度の事業展開を議論するなど、活動の進捗確認、改善策や地域ニーズ反映のサイクルを回す機会を設ける。

- **「住民参加」から合意形成を「組織」に移動、活動の認知度向上を追記 ...4(3)**

- 地域の課題解決の取組について、広報紙やホームページ・SNS等を活用して積極的に情報発信し、活動の認知度を上げていく。

- **「担い手の発掘・育成」に、活動の協力者（サポーター）の位置付け検討を追記 ...4(4)**

- 新たな委員や活動の協力者を確保していくため、地域の人材情報を収集する。また、委員にはなりたくないが、活動の協力者ならという方（サポーター）の位置付けについても検討する。

- **「場の活性化・創出」に、常設型の居場所検討を追記 ...4(5)**

- 子どもや高齢者の居場所などイベント的・定期的な場づくりが多くの地区で展開されており、その先の場として常設型についても検討する。

- **「地域事務局」に、事務局の設置等を追記 ...4(6)**

- 事務局機能を担う地域担当職員（市職員と地域事務局員）を計画的に配置していく方向性を踏まえ、地域事務局の設置、地域事務局員の選任を進める。

- **「財源の確保」に、事業に応じた法人格の取得検討を追記、「法人格の取得」は削除 ...4(7)**

- 収益を得て活動を充実させる事業展開をする場合は、必要に応じて内容に見合った法人格（労働者協同組合、合同会社、NPO法人等）の取得を検討する。

- 各分野に活動例を記載 ...5(1)~(8)

(1) 広報

- ・広報誌の発行／ホームページやSNSの活用／子どもの情報発信 等

(2) 福祉健康

- ・サロン活動／生活応援隊／ラジオ体操／健康教室 等
- ・ウォーキング／グラウンドゴルフ／健康麻雀 等

(3) 地域防災

- ・防災講座の開催／資機材取扱訓練／緊急時連絡シートの作成／広域避難所運営マニュアルの見直し／いっせい防災訓練の内容検討／避難行動要支援者に係る検討 等

(4) 子ども

- ・子ども向けイベント／子ども会代替の活動／体験学習 等

(5) 多世代交流

- ・居場所づくり／地域食堂／多世代交流イベント 等

(6) 地域振興

- ・歴史・文化資産を活用した行事／地域学習 等
- ・地域の祭り（実施・協力）／地域資源を活用した行事 等
- ・地域公共交通についての協議／エリアプランディング 等

(7) 交通安全・防犯

- ・登下校見守りボランティア／道路・水路の危険個所マップ／交通安全教室 等
- ・あいさつ運動／防犯パトロール／防犯教室 等

(8) 生活環境

- ・道路清掃／河川清掃／ごみ出しマナー啓発 等

- 地域の実態を踏まえて、活動分野を整理

「多世代交流」を追加

「文化教育」を「地域振興」に統合

「交通安全」と「防犯」を統合

（略）地域における活動はこの分類に限らず、複数の内容をつなぎながら展開されているものも少なくないことから、ここに示す内容は活動を展開するきっかけと考え、地域の主体的な創意工夫を積極的に支援していく。

(3) 防災→地域防災

(4) 子育て青少年→子ども

(5) 多世代交流

・世代を超えて顔の見える地域づくり

新たな居場所づくり、既存の居場所での多世代交流促進のほか、地域住民が世代を超えて交流するイベントを通じ、顔の見える地域づくりに取り組む。

(7) 交通安全・防犯

(8) 環境→生活環境

- 地域コミュニティ組織が取り組む分野ごとの行政の関係課と地域の関係団体等の表は、分野・活動団体・行政関係課で整理

● 新たな地域コミュニティ施策の考え方等を追記 ...前文

地域運営の課題に対処する新たなコミュニティ施策は、「地域の負担を減らす」、「地域の活動を支える」、「地域の担い手をつなぐ（掘り起こす）」の3本柱を基本に、「地域プロジェクト」、「地域担当職員」、「地域活動拠点」の仕組み・ひと・場の3つの観点を推進手段として、地域運営を支え活動を推進していく。

● 「活動と運営資金の支援」に、負担金の整理等を追記 ...6(1)

・資金の支援については、地域コミュニティ組織に関する負担金等の整理を進めるほか、分科会活動の負担金の流用を検討するなど、組織運営の効率化と負担軽減を図る。

● 「地域担当職員の配置」に、計画的な配置を追記 ...6(2)

・地域コミュニティ組織の運営を持続可能なものにしていくため、計画的に地域担当職員を配置し、コーディネート機能と学校との連携を強化していく。

● 「担い手発掘・育成」に、今まで関わっていない方の関わる機会の創出等を追記 ...6(3)

・今まで活動に関わっていない若者、子育て世帯、移住者、高齢者等の地域住民に向けて、広報活動の強化や関わる機会を創出するなど、地域コミュニティ組織と連携して活動の裾野を広げる取組を進めていく。

● 「各種地域活動団体の機能維持」に、地域コミュニティ組織による代替活動の支援を追記 ...6(4)

・団体の機能維持や活動継続が困難な場合は、その代替の活動を地域コミュニティ組織で展開できるよう支援する。

● 「地域活動の場の確保」に、将来的な活動拠点を追記 ...6(5)

・将来的には、新しい学校づくりと連動して、学校を地域活動の拠点としていくことを目指す。

● 「情報共有の推進」を修正 ...6(6)

・それぞれの活動の情報を共有するため、地域コミュニティ組織間の情報共有（コミュなび）、各種地域活動団体間の情報共有（地域活動シンポジウム）、地域内の情報共有（各種団体が一堂に会する連絡会、テーマ別情報交換会）、地域と行政の情報共有（市民と市長との地域活動懇談会）を継続し、推進していく。

● 「地域の負担軽減・依頼内容の見直し」を修正・追記 ...6(8)

・地域コミュニティ組織の中心的な存在である自治会について、行政から依頼している事項を整理するほか、回覧や行政依頼文書の削減、依頼窓口の一本化、委員推薦事務の簡素化等負担軽減の取組を進める。